

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年11月14日	
【会社名】	データセクション株式会社	
【英訳名】	Datasection Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 林 健人	
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号	
【電話番号】	03-6427-2565（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 望月 俊男	
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号	
【電話番号】	03-6427-2565（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 望月 俊男	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	895,434,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,593,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本募集」といいます。)は、2019年11月14日開催の当社取締役会決議によります。
2. 本募集は、当社がJach Technology SpA (以下「Jach」といいます。)の株式を取得し(以下「本件買収」といいます。)、Jachの普通株式の対価として、Jachの株主を割当先として当社の普通株式(以下、本募集により割り当てる当社の普通株式を「本新株式」といいます。)を割り当てる第三者割当増資に係るものです。本件買収の詳細については、後記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。
3. 当社は、本募集の実行に伴って負担することとなる登録免許税の減免措置等を受ける目的で、2019年11月中に、産業競争力強化法第23条第1項に基づき、本募集を含む本件買収に関して、経済産業大臣に対して、事業再編計画の認定を受けるべく、申請書を提出する予定です。本募集は、当該認定を受けられることを条件に行うものとします。なお、当該認定を受けた場合は、その旨及び計画の概要が経済産業省のホームページに公表される予定です。
(https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/nintei.html)
4. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,593,300株	895,434,600	447,717,300
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,593,300株	895,434,600	447,717,300

- (注) 1. 本募集は第三者割当の方法によります。
2. 金銭以外の財産を出資の目的とする場合の当該財産の内容及び価額
本新株式の対価である現物出資の目的とする財産(以下「現物出資財産」といいます。)の内容は、割当予定先が保有するJachの普通株式580,354,998株です。当該現物出資財産であるJachの普通株式の評価額は895,434,600円です。
なお、一般に、現物出資財産の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、産業競争力強化法第23条第1項に基づいて、経済産業大臣より事業再編計画の認定を受けた場合には、当該検査役の義務が免除されます(同法第32条第1項による会社法第199条第1項読替適用)。当社は、2019年11月中に、経済産業大臣に対して事業再編計画の認定を受けるべく申請を行う予定であり、当該認定を受けられることを条件として本募集を行うこととしています。そのため、本募集における現物出資について検査役の調査は不要となります。
3. 発行価額の総額は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を記載しております。
4. 資本組入額の総額は、会社法上増加する資本金の額の総額であります。資本組入額の総額は、本届出書提出日現在の見込み額です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
562	281	1株	2019年12月13日(金)		2019年12月13日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価額は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を記載しております。
3. 資本組入額は、会社法上増加する資本金の額であります。資本組入額は、本届出書提出日現在の見込み額です。
4. 本届出書の効力発生後払込期日までに当社と割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合は、本新株式の割当ては行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
データセクション株式会社 本店	東京都品川区西五反田1丁目3番8号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
	82,685千円	

- (注) 1. 本募集はJach普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込みは行われません。払込金額の総額及び差引手取概算額について該当事項はありません。
2. 発行諸費用の概算額は、主に、アドバイザー・フィー、弁護士費用、登記関連費用及び上場手数料等からなります。また、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本募集はJachの普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 株式会社アルム

割当予定先の概要	名称	株式会社アルム
	本店の所在地	東京都渋谷区渋谷3丁目27番11号 祐真ビル新館2F
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 坂野 哲平
	資本金	1,282,740,000円
	事業の内容	1. 医療・介護モバイルICT 2. 地域医療ネットワーク・SNS 3. エンタメ教育ICT 4. ビジネスインキュベーション
	主たる出資者及びその出資比率	坂野 哲平 78.8%
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が株式会社アルムの普通株式8,000株（持株比率0.3%）を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と株式会社アルムは、2018年5月14日付で資本業務提携契約を締結しておりますが、取引関係はありません。

b. CCC SpA

割当予定先の概要	名称	CCC SpA
	本店の所在地	Almirante Pastene 185 Of 405 Santiago Chile
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	General Manager Christian Pablo Cafatti Cuevas
	資本金	8,800,000CLP（チリペソ）
	事業の内容	投資及びアドバイザー業務
	主たる出資者及びその出資比率	Christian Pablo Cafatti Cuevas 100%
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c . Inversiones Loyola SpA

割当予定先の概要	名称	Inversiones Loyola SpA
	本店の所在地	Gustavo V 115, depto. 403, Las Condes, Santiago, Chile
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Owner and CEO Luis Loyola
	資本金	5,000,000CLP(チリペソ)
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	Luis Loyola 100%
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

d . Inversiones Santa Olga SpA

割当予定先の概要	名称	Inversiones Santa Olga SpA
	本店の所在地	ANTONIA LOPEZ DE BELLO 114 OF 208. RECOLETA
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	CEO Christian Cafatti Jamarne
	資本金	39,008,000CLP(チリペソ)
	事業の内容	投資及びアドバイザー業務
	主たる出資者及びその出資比率	Inversiones KQ Ltda 67.49% Christian Cafatti Jamarne 32.49%
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

e . Roberto Daniel Konow Krause

割当予定先の概要	氏名	Roberto Daniel Konow Krause
	住所	Campbell, California, 95008, USA
	職業の内容	会社員
提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

f . Jorge Esteban Lanzarotti Abarca

割当予定先の概要	氏名	Jorge Esteban Lanzarotti Abarca
	住所	東京都豊島区池袋本町
	職業の内容	会社員
提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

日本経済の成長率は、2019年には0.9%になると見込まれ、2020年には0.4%に低下するとされている一方、中南米を含む新興市場国や発展途上国は、全体として見ると、2019年は4.1%、2020年は4.7%の成長率が見込まれております（出典：IMF「世界経済見通し」）。また、省人化や品質向上といった課題解決への期待から画像処理システムに注目が集まっており、2021年には、画像処理システム世界市場が1兆6,175億円（対2017年比32.0%増）、ディープラーニング活用型画像処理ソフトウェア世界市場が212億円（対2017年比35.3倍）と好調に拡大すると予測されております（出典：富士経済）。このような状況において、当社は、自社の強みである画像処理技術を生かし、成長著しい新興市場国に積極的に進出し事業を拡大していくことで、自社の成長スピードを加速させていくことを成長戦略の一つとしております。

一方、Jachは、今回の割当予定先であり、日本法人である株式会社アルム（以下「アルム」といいます。）を中心に日本とチリのテクノロジーを掛け合わせて新たなサービスを提供する会社として2010年8月に設立され、現在小売店向けBIツール（注1）として、店舗内カメラの画像解析ソリューション「FollowUP（フォローアップ）」（注2）を、中南米、南アジアなどを中心に18カ国に提供しております。

当社は、2018年7月に、アルムが保有していた「FollowUP（フォローアップ）」の日本国内における事業を譲り受け、Jachと業務提携（当社が「FollowUP（フォローアップ）」の日本での営業・販売についてのライセンスを取得）を行っていましたが、今般、中南米、南アジアなどでの営業・販売権利を持つJachを連結子会社化し、両社の経営ノウハウや販売ノウハウを掛け合わせることで、企業価値をより一層向上させることができると判断しました。

そこで、当社は、2019年8月9日に、Jach及びJachの株主との間でJachの株式の取得に関する基本合意書を締結しました。当該合意書締結時においては、まず当社が、Jachの株主からJachの総株式の過半数を譲り受け、Jachを当社の連結子会社として、その数年後を目途に、当社がJachの残りの株式を取得して完全子会社化を行うことを想定しておりました。

基本契約締結後も、当社は、Jach及びJachの株主との間で、当該株式取得のスキームや条件等について誠実に協議を行ってまいりました。その結果、当初は第1段階でJachの総株式の過半数を譲り受け、第2段階で数年後を目処に残りのすべての株式を取得する予定でしたが、手続きを分けずに実行する方が、スキームが簡潔かつ容易であり、当社のコストを抑えることができ、また当社とJachとのシナジーを早期に実現して当社の株主の皆様へ還元できると考え、さらに税務上の問題等を踏まえて、本募集において、当社がJachの議決権の全てを取得するスキームが望ましいという結論に至りました。そのため、当社は、2019年12月13日に、Jachの普通株式の全部（種類株式を除きます。）を取得することについて合意しました。なお、Jachは種類株式を発行していますが、当該種類株式に

は議決権がなく、普通株式への転換権もありませんので、当社は、Jachにおける議決権の全てを取得する予定で
す。

Jachの普通株式の取得方法として、当初は主に現金の交付を検討しておりましたが、成長フェイズにある当社と
しては、AI新規事業開発や医療・介護分野のプロジェクトに引き続き積極的に投資を行って、業容を拡大すること
が当社の収益拡大につながり、ひいては既存株主の皆様の利益につながると考えております。そのため、当社の普
通株式を対価としてJachの普通株式を取得する方法を選択いたしました。

以上のとおりですので、本件買収を実行するため、Jachの株主である上記記載の割当予定先に対して、当社の普通
株式1,593,300株を割り当てることを決定いたしました。

（注）1．BIツールとは「ビジネスインテリジェンスツール」の略で、企業に蓄積された大量のデータを集めて分
析し、迅速な意思決定を支援するツールです。

2．「FollowUP（フォローアップ）」は、小売店舗内に設置したカメラが収集する画像・動画データを解析
することにより店舗運営に必要となるさまざまなKPIを可視化することを目的に開発されたツールで
す。具体的には、入店客数カウント、性別・年代判定、並びに店舗のPOSデータと連携させた購買率の
分析等が可能であり、売上やサービス品質の向上に利用されています。

また、設置したカメラによる店前通行量の計測が可能であり、店舗の集客ポテンシャルや、周辺環境の
変動による顧客動線変化等も定量化したデータとして可視化することができます。

上述の店前通行量と入店客数のカウントを掛け合わせて分析することで、店舗内への顧客誘導施策の検
討や効果測定等が可能となり、狙った顧客層が入店しているか等さまざまな検証を行うことができま
す。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株式数
株式会社アルム	当社普通株式	540,925株
CCC SpA	当社普通株式	381,738株
Inversiones Loyola SpA	当社普通株式	381,738株
Inversiones Santa Olga SpA	当社普通株式	208,642株
Jorge Esteban Lanzarotti Abarca	当社普通株式	47,799株
Roberto Daniel Konow Krause	当社普通株式	32,455株

（注）割当予定先の間では、Jachの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.0027株（小数点以下第5位を四捨五入）
を割り当てる旨合意しておりますので、各割当予定先に割り当てる当社の普通株式には1株に満たない端数が生じ
ます。当該端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとしま
す。）に相当する数の株式（3株）については、割当予定日である2019年12月13日以降速やかに、東京証券取引所
の当社の普通株式の終値と同額で当社が取得し、譲渡代金を割当予定先に交付します（産業競争力強化法第32条第
3項による会社法第234条第1項乃至第5項読替適用）。

(4) 株券等の保有方針

本件において発行する本新株式について、割当予定先は、原則として中長期的に保有する方針であります。ま
た、引き続きJachの成長への支援を継続していただくため、割当予定先と、割当後2年間、当社の書面による承諾
なく譲渡することを禁止する旨の契約を締結しております。なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以
内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報
告内容等を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容
が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本募集は、金銭以外の財産であるJachの普通株式（580,354,998株）を出資の目的とする現物出資の方法による
ため、金銭による払込みはありません。

当社は、Jachに対するデュー・ディリジェンスにおいて、各割当予定先がJachの株主であることを、Jachの株主
一覧及び株主名簿で確認しているほか、Jachの役員へのインタビューでも確認しております。また、本新株式の割
当契約において、割当予定先から当社に対して、Jachの普通株式を保有することについて表明保証をしていただく
予定であります。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主について、反社会的勢力との関係性や、過去の反社会的又は反市場の行為が確認されないことを、第三者機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3-2-1）から受領した報告書にて確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

なお、当社は、Jachに対するデュー・ディリジェンスにより、割当予定先の保有するJachの普通株式に担保権が設定されていないことを確認しています。また、当社と割当予定先との間の契約書において、Jachの普通株式に担保権が設定されていないことについて表明保証をさせていただいております。

また、Jachはチリの法令に基づいて設立されている法人ですが、チリの法令上、株式の取得に関する契約書を締結し、会社法上の株主名簿に相当する名簿を書き換えることにより、当社がJachの普通株式を適法に取得することができ、当該取得を第三者に対抗することができる旨、チリの法律事務所であるCareyに確認しております。

そのため、当社は割当予定先との間でJachの普通株式の取得に関する契約書を締結し、当該契約書の中で、取引実行後速やかに名簿を書換えることを規定しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

なお、当社は、割当予定先と、割当後2年間、当社の書面による承諾なく譲渡することを禁止する旨の契約を締結しております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠と合理性に関する考え方

本新株式の発行価額については、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって適していると考え、割当予定先と協議の上、本募集に係る取締役会決議日の直前営業日である2019年11月13日東京証券取引所における当社の普通株式の終値である562円を採用しました。

なお、直前1か月間の終値の平均値、直前3か月間の終値の平均値、直前6か月間の終値の平均値はそれぞれ557円、548円、577円であり、本発行価額は、直前1か月間の終値の平均値、直前3か月間の終値の平均値、直前6か月間の終値の平均値に対して、それぞれ0.84%のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率について同じです。）、2.5%のプレミアム、2.65%のディスカウント、となります。

本募集は、上記「1 割当予定先の状況（2）割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本件買収を実行することを目的として、Jachの普通株式の対価として、現物出資による本新株式を発行するものです。当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社Stand by C（以下「Stand by C」といいます。）に対して、Jachの普通株式の算定を依頼しました。当社は、2019年11月13日付で、Stand by Cより、当該算定結果に対する株式価値算定書を取得しています。なお、Stand by Cは、当社及び割当予定先の関連当事者に該当せず、本募集に関して重要な利害関係を有しておりません。

Stand by Cは、株式価値については、Jachが非上場会社であり市場株価が存在しないこと並びに事業の将来性及び将来の事業活動の状況を適切に反映させることを考慮して、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、Jachの普通株式の価値算定を行いました。当該算定手法を用いて算定されたJachの株式価値の算定結果は以下のとおりです（1USD = 108.93円）。

DCF法：8,089千USD～10,521千USD（881,134千円～1,146,052千円）

1株当たり：0.01USD～0.02USD（1.08円～2.17円）

DCF法では、Jach及びJachの子会社の2019年12月期から2023年12月期までの事業計画、直近までの動向等の諸要素を考慮した2019年12月期以降のJach及びJachの子会社の将来の収益予想に基づき、Jach及びJachの子会社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによりJachの企業価値を分析し、Jachの普通株式1株当たりの価値の範囲を0.01USDから0.02USD（1.08円から2.17円）と分析しています。なお、上記事業計画は、本募集の実施を前提としたものではありません。

なお、DCF法による算定の基礎となる将来の事業計画については、Jachから提出された、同社及び同社子会社での事業展開を想定した場合の2019年12月期から2023年12月期の将来事業計画（Jach及び同社子会社の単純合算）を基礎としており、2024年12月期以降につきましては、1.0%の成長が続くことを前提として算定を行っております。算定の前提とした財務予測では、2019年12月期の売上高が3,646千USD、EBITDAが732千USD、2020年12月期の売上高が5,047千USD、EBITDAが1,746千USD、2021年12月期の売上高が6,646千USD、EBITDAが2,760千USD、2022年12月期の売上高が8,572千USD、EBITDAが3,752千USD、2023年12月期の売上高が10,988千USD、EBITDAが5,279千USDと、FollowUPの導入店舗数増加により各事業年度の対前事業年度比較において大幅な増益を見込んでおります。Jachの提供する「FollowUP（フォローアップ）」は、カメラの導入店舗数の増加に伴って収益が増加するビジネスモデルであり、一定の開発についてはすでに完了しており、事業拡大のための費用は比較的少なく済むのが特徴です。売上高については、アパレルへのサービス提供を行っていた過年度の売上高成長率が3年間の平均で33.2%と高いうえ、今後はコンビニ、スーパーマーケット、ショッピングモールとアパレル企業以外のリテール業者へ対象を拡大する予定であること、既存店舗数が多い国又は店舗数の増加が見込まれる新興国へ展開も予定していることから、高い成長性を見込んでおります。EBITDAにつきましては、2020年12月期に進出間もない複数の国での投資フェイズが完了し本格的に利益が計上されることを予定していることに加え、既にアパレルへのサービス提供で利益を計上している国において投資が比較的少なく済むアパレル企業以外のリテール業者へのサービス提供を予定しているため、大幅な成長を見込んでおります。その後も投資が比較的少なく済むアパレル企業以外のリテール業者へのサービス提供を予定しているため、高い成長性を見込んでおります。

当社は、Stand by CによるJachの株式価値の算定結果を参考に、Jachの株式価値について、財務又は資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、かつ割当予定先と慎重に協議を重ねた結果、Jachの普通株式1株当たりの価値について1.54円（小数点以下第3位を四捨五入）が妥当であるとの判断に至り、合意に至りました。

以上のとおり、当社の普通株式の価値については、上記のとおり基準日に対してプレミアムが付された価額を前提としており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠した考え方をしており、かつ、Jachの普通株式については、当社は専門家の意見を踏まえて慎重に検討して、当該専門家の算定結果のレンジの範囲内でJachの普通株式の価値について合意していることから、本募集の発行条件は合理的であり、かつ、本募集は引き受けるものに特に有利な価格での発行に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本募集の払込金額の決定方法は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

しかし、Jachは非公開会社であり、チリ以外の複数の国に子会社を有して、グローバルに事業展開を行っていることから、将来の業績を客観的に予測することが困難であり、Jachの普通株式の価値算定は日本国内の上場会社等と比較すると相当難しい面があります。また、Jach及びJachの子会社について会計監査を経た決算数値が存在せず、また連結決算も行われていないために、開示された事業計画の数値が一定程度変動することも想定されます。さらに、当社の普通株式の株価も日々変動することから、現物出資財産として給付されるJachの普通株式の価値が、現物出資の給付を行う時点において払込金額に満たないと判断される可能性もあります。そのため、Jachの普通株式の価値が当社の想定よりも実際には低い場合、又は当社の普通株式の払込時点の価値が当社の想定よりも高い場合には、本募集が引き受ける者に特に有利な価格での発行に該当する可能性も完全には否定できません。その場合には、原則として、会社法上、当社の株主総会において募集事項の決定について承認を得ることが必要となります（会社法第199条第2項、第3項及び同第201条第1項）。

しかし、上記記載のとおり、当社は、産業競争力強化法第23条第1項に基づき、2019年11月中旬に、経済産業大臣に対して、本募集を含む本件買収について事業再編計画の認定を受けるための申請を行う予定であり、当該認定を受けることを条件として、本募集にかかる本新株式の発行を行います。当該認定を受けた場合で、かつ簡易要件（注1）を満たす場合には、有利発行に該当する場合においても株主総会決議を経ることなく、取締役会にて本募集の募集事項の決定を行うことができます（産業競争力強化法第32条第2項による会社法第201条第1項の適用除外）。但し、一定の数（注2）以上の株式（募集事項に係る株主総会が開催された場合に議決権を行使することができるもの）に限り、）を有する株主が、認定事業者による本募集に係る通知又は公告の日から2週間以内に、当該募集に反対する旨を認定事業者に対して通知したときは、当該認定事業者は払込期日の前日までに株主総会の決議において、当該募集事項の決定の承認を受けなければなりません（産業競争力強化法第32条第3項による会社法第796条第3項読替適用）。

当社は、本募集において事業再編計画の認定を受けることを条件としており、かつ、本募集は当該簡易要件を満たすことから、当該認定を受けた場合には、多数の当社株主の皆様から本募集について反対である旨の意思表示を受けない限り、株主総会の決議を経ることなく、本募集を適法に行うことが可能となります。なお、当社は、当社の株主の皆様に対する本募集に係る公告を、事業再編計画の認定を受け次第速やかに、かつ払込期日の20日以上前に、行うことを予定しております。仮に上記一定の数以上の株式を有する当社の株主の皆様から、本募集に反対する旨の通知を受けた場合には、本募集を中止するか、又は本件買収の実行日を変更した上で臨時株主総会を開催するか、速やかに検討して対応について公表いたします。

- （注）1．申込みをした者に交付する認定事業者である株式会社の株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額の、当該認定事業者である株式会社の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額に対する割合が5分の1を超えない場合をいいます（産業競争力強化法第32条第3項による会社法第796条第2項読替適用によって適用される産業競争力強化法施行規則第28条及び第29条）。
- 2．当該募集に係る株主総会において議決権を行使できる株式の数に6分の1を乗じた数に、1を加えた数です（産業競争力強化法第32条第3項による会社法第796条第3項読替適用によって適用される産業競争力強化法施行規則第30条）。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本募集に係る株式数は、1,593,300株（議決権数15,933個）です。これは、2019年9月30日現在の当社発行済株式総数11,914,491株に対して13.37%（同日現在の総議決権数119,070個に対して13.38%）（いずれも小数点以下第3位を四捨五入）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかし、本募集により発行される本新株式は、本件買収の対価、つまり割当予定先から当社が取得するJachの普通株式の対価として交付されるものであり、本件買収が実行されることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に繋がるものと考えております。そのため、本募集により発行される本新株式の発行数量及び希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

なお、当社の監査役3名（いずれも社外監査役）から、監査役全員一致の意見として、払込金額の決定方法等を含め、法令に違反する重大な事実認められないという趣旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	割当前の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番 2号	2,100,000	17.63	2,100,000	15.56
林 健人	東京都杉並区	856,720	7.19	856,720	6.35
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	736,100	6.18	736,100	5.45
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6 番6号	675,000	5.66	675,000	5.00
株式会社アルム	東京都渋谷区渋谷3丁目27番11 号	-	-	540,925	4.01
CCC SpA	Almirante Pastene 185 Of 405 Santiago Chile	-	-	381,738	2.83
Inversiones Loyola SpA	Gustavo V 115, depto. 403, Las Condes, Santiago, Chile	-	-	381,738	2.83
橋本 大也	神奈川県藤沢市	372,600	3.12	372,600	2.76
池上 俊介	東京都世田谷区	317,900	2.66	317,900	2.35
デジタル・アドバイジング・ コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20 - 3	270,000	2.26	270,000	2.00
計	-	5,328,320	45.56	6,632,721	49.13

(注) 1. 「所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準に記載しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権発行価額数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本募集の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期）の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日（2019年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（2019年11月14日）までの間に、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年7月26日 (注1)	8,110	11,912,910	2,384	899,568	2,384	671,351
2019年8月9日 (注2)	581	11,913,491	179	899,748	179	671,531
2019年8月23日 (注3)	1,000	11,914,491	55	899,803	55	671,586
2019年10月9日 (注3)	100,000	12,014,491	5,500	905,303	5,500	677,086

- (注) 1 役員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
 2 従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行による増加であります。
 3 新株予約権の行使による増加であります。

2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期）、訂正有価証券報告書及び四半期報告書（第20期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年11月14日）までの間に生じた変更及び追加はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年11月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期）の提出日（2019年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（2019年11月14日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（2019年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2019年6月27日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
 2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能とするために、定款第6条（発行可能株式総数）について、所要の変更を行うものであります。

業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役が、その期待される役割を十分に発揮することで、円滑な経営とガバナンスの強化が実現できるように、当該取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第29条（取締役の責任免除）及び第39条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。

記載内容の重複などにより、記載が不要と考えられるため、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第42条（会計監査人の報酬等）を削除するものであります。

これらの他、誤記の修正、規定の削除に伴う条数の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年9月26日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人給与分を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。その総額は、年額80百万円以内といたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	63,517	8,471	-	（注）1	可決 84.80
第2号議案	71,257	817	-	（注）2	可決 95.14

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年7月11日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

データセクション株式会社
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 柴田 篤 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 齋藤 勝彦 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデータセクション株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、データセクション株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2018年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2018年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、データセクション株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、データセクション株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

データセクション株式会社
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデータセクション株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、データセクション株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2018年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2018年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月14日

データセクション株式会社
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 亮一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているデータセクション株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、データセクション株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2019年11月14日開催の取締役会において、Jach Technology SpA（チリ、サンチアゴ、CEO/General Manager Christian Pablo Cafatti Cuevas）の株式を、当該株式を現物出資の対価とする第三者割当増資により取得し、子会社化する株式譲渡契約の締結を決議している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれません。